

## 戦災等により京都市に避難した者による市営住宅の一時使用等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、戦災等により本市に避難してきた者（以下「戦災避難民」という。）及び生計を一にする者（以下「戦災避難民等」という。）に対し市営住宅の空き住戸の一時的な使用（以下「一時使用」という。）の許可等を行い、住宅確保までの一時的な居住場所を提供することにより、戦災避難民等の生活再建を支援することを目的とする。

### (対象となる避難民)

第2条 この要綱の対象となる戦災避難民は、次に掲げる国、地域等から本市に避難してきたものとする。

#### (1) ウクライナ

### (戦災避難民の確認)

第3条 原則、日本国領事官等が発給した査証、出入国在留管理庁が発行した証明書、旅券（以下「査証等」という。）を基に戦災避難民に該当するか確認する。ただし、当該査証等では確認できない場合又は疑義のある場合は、出入国在留管理庁への照会により、戦災避難民に該当するか確認する。

### (一時使用の許可)

第4条 一時使用の許可は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により行う。この場合において、当該許可後の本市と一時使用の許可を受けた者との関係は、この要綱に規定する事項及び次の各号に掲げる事項を除いては、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）及び京都市市営住宅条例施行規則の規定の例による。

(1) 一時使用の期間は、1年以内とすること。

(2) 条例第6条各号（第4号を除く。）に掲げる要件を問わないものとする。

(3) 保証人は、不要とすること。

(4) 使用料は、免除すること。

(5) 市営住宅の電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに廃棄物の処理に要する費用は、一時使用の許可を受けた者が原則負担すること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、戦災避難民については、条例第6条第4号に係る確認を不要とする。ただし、第9条による申込み及び第10条による承認の場合は、この限りでない。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、引き続き戦災避難民であることが確認でき、かつ、一時使用の許可を受けた者が引き続き市営住宅の利用を希望する場合は、最長1年を限度として期間の更新を認めることができる。

### (申請手続)

第5条 一時使用の許可を受けようとする者は、京都市市営住宅一時使用許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第3条ただし書の照会により戦災避難民であることが確認できた場合は、その確認をもって第1号の書類の提出に代えることができる。

(1) 査証等、戦災避難民であることが確認できるものの写し

(2) 市営住宅一時使用誓約書（第2号様式）

2 前条第3項の規定による更新の許可を受けようとする者は、使用許可期間満了日の30日前までに、京都市市営住宅一時使用更新許可申請書（第1号様式の2）に前項第1号に規定するものに加え、在留期間を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、

当該者の責によらず在留期間を証する書類の取得に時間を要した場合その他やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(許可)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、一時使用を許可することを決定し、その旨を行政財産使用許可書（第3号様式）により申請者に通知する。

(一時使用に充てる市営住宅)

第7条 一時的に使用する住戸は、一般公募等の状況を鑑み、市営住宅の適正な管理に著しい支障がない範囲で、震災避難民等の世帯人員等に可能な限り配慮して、選定する。

(明渡し時の修繕等)

第8条 市長は、次の各号に掲げる費用が生じた場合は、一時使用の許可を受けた者に対し、条例第20条及び第25条の規定に基づき、明渡しの際に当該費用を請求する。ただし、市営住宅の原状回復に要する費用については、この限りでない。

(1) 一時使用の許可を受けた者の責めに帰すべき破損等による修繕に係る費用（自然損耗の場合を除く。）

(2) 一時使用の許可を受けた者が残置した動産の処理に係る費用

(公募資格の特例)

第9条 震災避難民等で市営住宅を一時使用している者のうち条例第6条各号に掲げる要件を満たす者は、市営住宅を一時使用したまま条例第4条第1項の規定による公募に申し込むことができるものとする。

(公募によらない入居)

第10条 市長は、入居資格を備える者が市営住宅への入居を希望したときは、条例第5条第1号の規定を適用し、条例第3条の規定による承認をする。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、住宅室長が定める。

附 則（令和4年4月4日決定）

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（令和5年4月3日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和8年3月30日決定）

この要綱は、決定の日から実施する。

第1号様式（第5条関係）

京都市市営住宅一時使用許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名
	電話 ( ) — (自宅)
	( ) — (携帯電話)
	( ) — (勤務先)
	緊急連絡先 ( ) — (本人以外)
(申請者との関係及び氏名： )	
(昼間に確実に連絡の取れる電話番号とし、すべての記載を要しない。)	

京都市公有財産規則第20条第1項の規定により市営住宅の一時使用の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

なお、入居の条件等については、誓約書の指示に従います。

名 称	市営住宅 棟 号		
所在地		数 量	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用目的	からの避難における一時的な居住場所として		
保証人予定者			
同居親族	氏 名	続柄	備 考 (高齢者、障害者等の特記事項があれば記入してください。)

- 添付書類 (1) 日本国領事官等が発給した査証の写し等  
 (2) 誓約書  
 (3) 本人であることが確認できる書類の写し (パスポート、在留カードの写し及び個人番号カード、健康保険証又は自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等の写し)  
 (提出時に原本を提示してください。)

第1号様式の2（第5条関係）

京都市市営住宅一時使用更新許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名
	電話 ( ) — (自宅)
	( ) — (携帯電話)
	( ) — (勤務先)
	緊急連絡先 ( ) — (本人以外)
(申請者との関係及び氏名： )	
(昼間に確実に連絡の取れる電話番号とし、すべての記載を要しない。)	

京都市公有財産規則第20条第2項の規定により市営住宅の一時使用の更新許可を受けた  
いので、必要な書類を添えて申請します。

名 称	市営住宅 棟 号		
所在地		数 量	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用目的	からの避難における一時的な居住場所として		
保証人予定者			
同居親族	氏 名	続柄	備 考 (高齢者、障害者等の特記事項があれば記入して ください。)

- 添付書類 (1) 日本国領事官等が発給した査証の写し等  
(2) 在留期間を証する書類  
(提出時に原本を提示してください。)

# 市営住宅一時使用誓約書

年 月 日

（宛先）

京都市長

氏名

市営住宅 棟 号の一時使用に当たり、私の世帯全員は、暴力団員ではないことを宣誓するとともに、京都市市営住宅条例、同施行規則等に定められている事項を理解のうえ遵守して使用し、これらに違反したとき、また、一時使用の趣旨を踏まえ、使用期間を満了したときは、市営住宅を明け渡すことを誓約いたします。

（事項例）

- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するもの）を居住させないこと。
- 共益費（裏面参照）を遅滞なく支払うこと。
- 修繕負担区分については、京都市市営住宅条例の規定に従い、入居者の負担すべきものは、各自で修繕すること。
- 市長の承認を得ないで、市営住宅の原状に変更を加えないこと。
- 市長の承認を得ないで、他の者を同居させないこと。
- 他の入居者の迷惑になるため、市営住宅内で犬・猫・はとなどの動物を飼育したり、市営住宅の敷地内で、犬・猫・はとなどの動物に餌やりをしないこと。
- 市営住宅の廊下、階段等の共用部分に物を置いたり、パラボラアンテナ等の工作物を設置しないこと。
- 家財等の動産及び一時使用中に取り付けた物品は、全て取り外し搬出したうえで明け渡すこと。
- 使用期間満了前であっても、他の住宅に入居できるときは、市営住宅を明け渡すように努めること。

## 共 益 費

次に掲げる費用については、市営住宅の入居者が共同して使用する部分に係る費用ですので、共同して負担していただきます。

### (1) 電気代

関西電力㈱などの電力会社の請求代金で、共用部分の維持管理に係る費用（主な例として、以下の（ア）～（ウ）に掲げる費用）

（ア）廊下灯、階段灯

（イ）給水タンクの動力費

（ウ）エレベーターの運転費用、消火栓ポンプ動力費

### (2) 水道代、下水道使用料

京都市上下水道局の請求代金で、共用部分の維持管理に係る費用（主な例として、以下の（ア）及び（イ）に掲げる費用）

（ア）散水栓使用料

（イ）ゴミ置場水道使用料

### (3) その他の共用部分の維持管理に係る費用（主な例として、以下の（ア）～（エ）に掲げる費用）

（ア）側溝等の清掃費用

（イ）除草等の費用

（ウ）共用部分の電灯の交換等の費用

（エ）集会所を使用した場合の電気代、ガス代、水道代

行政財産使用許可書

京都市指令都住管第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当 都市計画局住宅室住宅管理課)

年 月 日付けで申請のありました市営住宅の一時使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定により次のとおり許可します。

使用許可財産名	建物（ 市営住宅 棟 号）	
所在地	京都市 区	
数量	1室	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用目的	からの避難における一時的な居住場所として	
使用料	免除	
納付期限		

※裏面の許可条件を順守してください。

## 許 可 条 件

### 1 使用許可の取消し

次の事項に該当するときは、この使用許可を取り消すことがある。

- (1) 本市において、使用することを許可した財産（以下「使用許可財産」という。）を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正に許可を受けようとし、又は受けたとき。
- (4) 市営住宅一時使用誓約書の誓約事項又は法令、条例及び規則の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

### 2 使用貸借又は賃貸借等の禁止

使用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 使用許可財産の使用貸借又は賃貸借
- (2) 使用者の地位の譲渡
- (3) 使用許可財産の現状の変更
- (4) 使用許可財産の使用目的の変更

### 3 届出事項

次の事項に該当するときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 使用者が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 使用者の地位について相続による承継その他の変動が生じたとき。

### 4 必要費等の補償

使用者は、使用許可財産に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ市長が承認した場合を除いては、その補償を請求することができない。

### 5 滅失又は損傷の届出等

使用者は、使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに書面により市長に届け出なければならない。この場合において、使用者の責めに帰すべき事由により使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

### 6 損害賠償

使用者が許可条件に違反するなど使用者の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。

### 7 善管注意義務

使用者は、使用許可財産を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。

### 8 調査協力の義務

市長は、使用許可財産について随時その使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者は、これに協力しなければならない。

### 9 明け渡し時の家財等の物品の搬出

明け渡しに際しては、家財等の動産及び一時使用中に取り付けた物品については、全て取り外し搬出したうえで明け渡さなければならない。なお、残置された動産を本市が処分した場合、その処分に要した費用の請求を受けたときは、速やかに納入しなければならない。

### 10 疑義の決定

使用許可財産の使用又はこの許可条件について疑義が生じたときは、市長の指示によらなければならない。

(審査請求及び処分の取消しの訴えの教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表とする者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査を請求した場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

3 前掲2にかかわらず、使用料の徴収に関する処分の取消しの訴えについては、次のいずれかに該当する場合を除き、この処分についての審査請求に対する京都市長の裁決を経た後でなければ提起することができません。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

また、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において京都市を代表とする者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。